

患者さんへのお願い

一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

なお、令和6年10月1日から、後発医薬品がある医薬品で、長期収載品（先発医薬品）の処方を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を「特別の料金」としてお支払いいただきます。（医療上の必要があると認められる場合や後発医薬品の在庫がない場合等は、特別の料金を支払う必要はありません。）

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。

令和6年6月

栗原市立栗駒病院